

受給資格認定申請者一覧

学校名	
-----	--

通し 番号	生徒氏名	生年月日	課程等	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	支給額 (月額)	残支給期間 (月数)	備 考
計	名	/	/	/	/	円	/	/

- (注)
- 1 「通し番号」の欄は、各学校ごとに記入すること。
 - 2 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
 - 3 「課程等」の欄は、高等学校・中等教育学校の場合は、全日制、定時制、通信制の別を、専修学校の場合は、昼間学科、夜間等学科、通信制学科の別を記入すること。
 - 4 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
 - 5 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
(例：授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
 - 6 「残支給期間(月数)」の欄は、36月(高等学校・中等教育学校の定時制・通信制及び専修学校の夜間等学科・通信制学科の場合は48月)からこれまでの在学期間を除いた期間を月数で記入すること。

受給資格認定申請者一覧 (1単位あたりの授業料を徴収する場合)

学校名	
-----	--

通し番号	生徒氏名	生年月日	課程等	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額 (月額) 【a】	授業料減免額 (月額) 【b】	授業料実額 (月額) 【A (=a-b)】	支給限度額 【B】	支給額 【C】	残支給期間 (月数)	支給開始年月	残支給単位	備考
計	名										円				

- (注)
- 「通し番号」の欄は、各学校ごとに記入すること。
 - 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
 - 「課程等」の欄は、高等学校・中等教育学校の場合は、全日制、定時制、通信制の別を、専修学校の場合は、昼間学科、夜間等学科、通信制学科の別を記入すること。
 - 「授業料額(月額) 【a】」の欄は、「1単位あたり授業料額」, 「履修期間」, 「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、 $[1\text{単位あたり授業料額} \div \text{履修期間} \times \text{履修単位数}]$ となる。
 - 「授業料減免額(月額) 【b】」とは、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額)をいう。
 - 「授業料実額(月額) 【A】」の欄は、「授業料額(月額) 【a】」から学校設置者による「授業料減免額(月額) 【b】」を引いた額を記入すること。
 - 「支給限度額 【B】」の欄は、次の計算方法によって算出すること。 $\text{支給限度額} = 4,812\text{円} \div \text{履修期間} \times \text{履修単位数}$
ただし、履修単位数は、年間支給対象単位数の上限(30単位)及び在学期間中の支給対象単位数の上限(74単位)を超えない単位数で計算すること。
 - 「支給額 【C】」の欄は、「支給限度額 【B】」と「授業料実額(月額) 【A】」を比較し、いずれか低い方の額となる。
 - 「残支給期間(月数)」は、36月(高等学校・中等教育学校の定時制・通信制及び専修学校の夜間等学科・通信制学科の場合は48月)からこれまでの在学期間を除いた残りの支給期間を月数で記入すること。
 - 「授業料額(月額) 【a】」, 「授業料減免額(月額) 【b】」, 「支給限度額 【B】」については、1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。

旧様式 8

平成 年 月 日

〇〇高等学校 〇〇 〇〇 殿

学校法人 〇〇学園

理事長 〇〇〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、大阪府知事より下記のとおり認定されましたのでお知らせします。

記

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の受給資格について、次のとおり認定されました。

1 認定番号	15-001-0001-1001
2 支給対象者	〇〇 〇〇
3 生年月日	平成 年 月 日
4 在籍高等学校等	〇〇高等学校
5 課程等の別	〇〇制
6 私立高等学校等の設置者（代理受領者）	学校法人 〇〇学園
7 高等学校等就学支援金支給者	大阪府
8 認定年月	平成 年 月

あなたに支給される高等学校等就学支援金は、当法人が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

上記内容は、法第6条の規定により、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

【留意事項】

制度・手続きについては、学校の事務室にお問い合わせください。

ただし、この受給資格認定通知を、複数の学校から受け取った場合のみ、支給手続きを再確認する必要がありますので、以下の担当まで連絡してください。

大阪府 府民文化部 私学・大学課 高等学校等就学支援金担当
電話 06-6941-0351 内線4856

旧様式9

平成 年 月 日

〇〇高等学校 〇〇 〇〇 殿

学校法人 〇〇学園

理事長 〇〇〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、大阪府より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法」という。）」第5条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

（理由）

なお、本通知結果に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に文部科学大臣に対して、審査請求をすることができます。申立先は、下記の通りです。

郵便番号100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
電話 03(6734)3176

旧様式 13

平成 年 月 日

〇〇高等学校 〇〇 〇〇 殿

学校法人 〇〇学園

理事長 〇〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

あなたは、高等学校等就学支援金の受給資格が消滅したため、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 認定番号 | 10-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者 | 〇〇 〇〇 |
| 3 生年月日 | 平成 年 月 日 |
| 4 在籍高等学校等の名称 | 〇〇高等学校 |
| 5 課程等の別 | 〇〇制 |
| 6 私立高等学校等の設置者（代理受領者） | 学校法人 〇〇学園 |
| 7 高等学校等就学支援金支給者 | 大阪府 |
| 8 受給資格消滅理由 | 〇〇による |
| 9 支給期間 | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月 |
| 10 残支給期間
(必要に応じて) | 〇月 |
| 11 残支給単位 | 〇単位 |

お問い合わせ先
〇〇高等学校
高等学校等就学支援金担当

加算支給届出者一覧

平成 年 月 申出

学校名	
-----	--

認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	総支給額 【A+B】	支給額 【A】	加算額 【B】	市町村民税 所得割額	加算開始 年月	加算期間	備 考
計	名				円				

(注)

- 1 「認定番号」の欄は、第1年次の4～6月の期間に係る加算支給については、各学校ごとに通し番号を記入すること。
- 2 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を全角1文字分スペースを空けること。
- 3 「授業料額」、「総支給額」、「支給額」「加算額」の欄は、額を月額で記入すること。（授業料額は1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）
- 4 「加算期間」の欄は、「**（西暦下2ケタ）**（加算支給開始月）-**（西暦下2ケタ）**（加算支給終了月）」とすること。

平成 年 月 日

〇〇高等学校 〇〇 〇〇 殿

学校法人 〇〇学園

理事長 〇〇〇〇

高等学校等就学支援金の支給の停止について

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律第9条及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則第10条第3項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を一時停止しましたので、下記のとおり通知します。

なお、支給を停止する理由がやんだ場合には学校設置者を通じて、再度申し出てください。

記

1 認定番号	10-001-0001-1001
2 支給対象者	〇〇 〇〇
3 生年月日	平成 年 月 日
4 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
5 課程等の別	〇〇制
6 私立高等学校等の設置者（代理受領者）	学校法人 〇〇学園
7 支給期間	平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月
8 支給停止期日	平成〇年〇月

お問い合わせ先
〇〇高等学校
高等学校等就学支援金担当

平成 年 月 日

〇〇高等学校 〇〇 〇〇 殿

学校法人 〇〇学園
理事長 〇〇〇〇

高等学校等就学支援金の支給の再開について

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律第9条及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則第10条第3項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を再開しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 認定番号	10-001-0001-1001
2 支給対象者	〇〇 〇〇
3 生年月日	平成 年 月 日
4 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
5 課程等の別	〇〇制
6 私立高等学校等の設置者（代理受領者）	学校法人 〇〇学園
7 支給期間	平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月
8 支給停止期間	平成〇年〇月
9 支給再開期日	平成〇年〇月

お問い合わせ先
〇〇高等学校
高等学校等就学支援金担当

旧様式 3 4

私第 号
平成 年 月 日

〇〇高等学校

〇〇 〇〇 殿

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇

平成27年度高等学校等就学支援金受給額決定通知書

平成27年度高等学校等就学支援金については、大阪府知事より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、当法人が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 決定受給額 _____ 円

2 決定受給額内訳

単位：円

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

3 私立学校等の設置者 _____ 学校法人 〇〇学園
(代理受領者)

【注意事項】

この通知による決定受給額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や就学支援金の加算に係る手続き等により、変更となる場合があります。

この場合において、決定受給額が減額となるときは、在籍する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

旧様式 38

私第 号
平成 年 月 日

〇〇高等学校

〇〇 〇〇 殿

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇

平成27年度高等学校等就学支援金変更受給額決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で受給額決定した平成27年度高等学校等就学支援金については、大阪府知事より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、当法人が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 既決定受給額 _____ 円

2 変更決定受給額 _____ 円

3 変更決定受給額内訳

単位：円

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

4 私立学校等の設置者 _____ 学校法人 〇〇学園
(代理受領者)

【注意事項】

この通知による決定受給額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や就学支援金の加算に係る手続き等により、変更となる場合があります。

この場合において、決定受給額が減額となるときは、在籍する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

旧様式 4 3

平成 年 月 日

〇〇高等学校

〇〇 〇〇 殿

学校法人〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇

平成27年度高等学校等就学支援金支給実績通知書

平成27年度高等学校等就学支援金については、大阪府知事より下記のとおり確定されましたのでお知らせします。

記

1 決定受給額 _____ 円

2 支給実績額 _____ 円

3 支給実績額内訳

単位：円

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

【注意事項】

決定受給額は受給額決定時における予定額であり、支給実績額は対象期間における最終的な支給確定額です。決定受給額と支給実績額が異なる場合であっても、その差額の支給又は返還が行われるものではありません。